

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（2）

永 田 憲 史

目 次

- 1 いじめ防止対策推進法の重大事態とガイドライン
- 2 「はじめに」
- 3 「第1 学校の設置者及び学校の基本的姿勢」 （以上70巻6号）
- 4 「第2 重大事態を把握する端緒」
- 5 「第3 重大事態の発生報告」 （以上本号）
- 6 「第4 調査組織の設置」
- 7 「第5 被害児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明等」
- 8 「第6 調査の実施」
- 9 「第7 調査結果の説明・公表」
- 10 「第8 個人情報の保護」
- 11 「第9 調査結果を踏まえた対応」
- 12 「第10 地方公共団体の長等による再調査」

3 「第2 重大事態を把握する端緒」¹⁾

「第2 重大事態を把握する端緒」の各項は、重大事態の判断について説く。その多くは、法28条1項及び基本方針等に基づいて、注意的に規定するものである。

〔第1項〕

（重大事態の定義）

- 法28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が

1) 詳しくは、永田①214-223頁。

生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号。以下「生命心身財産重大事態」という。）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号。以下「不登校重大事態」という。）とされている。改めて、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識すること。

本項は、第2第5項の内容と関連している。

◇重大事態の2類型

本項第1文は、重大事態の2つの類型（法28条1項1号、2号）を紹介している。

第一は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（生命心身財産重大事態）（法28条1項1号）である。

第二は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（不登校重大事態）（法28条1項2号）である。

◇「いじめ」

法は、「いじめ」について、「児童等²⁾に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と規定している（法2条1項）（第1第4項の解説参照）。そして、「児童

2) 「児童等」とは、「学校に在籍する児童又は生徒」を言う（法2条3項）。また、「学校」とは、「学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）」を言う（法2条2項）。

等は、いじめを行ってはならない」(法4条)として、いじめを違法としている。

◇「により」

基本方針第2 4(1) i)①第1段落³⁾は、「いじめにより」について、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味すると規定する。

それゆえ、「いじめにより」と言えるためには、いじめと生命、心身又は財産に重大な被害が生じたことの間因果関係があるか、いじめと相当の期間学校を欠席することを余儀なくされていることの間因果関係があることが必要とされる。

◇「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた」

法28条1項1号は、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた」ことを生命心身財産重大事態の要件としている(第2第3項、第4項の解説参照)。

◇「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」

法28条1項2号は、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」ことを不登校重大事態の要件としている(第2第3項、第4項の解説参照)。

◇「疑いがあると認めるとき」

本項第2文は、本項第1文で示した法28条1項1号及び2号の規定を踏まえて、学校の設置者等が事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識するよう求めている。

法は、生命心身財産重大事態の場合(法28条1項1号)にも、不登校重大事

3) 「『いじめにより』とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。」

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（2）
態の場合（法28条1項2号）にも、「疑いがあると認めるとき」に調査を実施するものとしている。

「生命、心身又は財産に重大な被害」は、客観的事実を元に評価可能であるから、「いじめにより」は、「生じた疑いがある」に係ると解釈される。すなわち、生命、心身若しくは財産に重大な被害又は相当の期間学校を欠席することを余儀なくされていることがいじめにより生じていることが明らかでなくとも、いじめにより生じている疑いがあれば重大事態に当たるとしている。学校の設置者等は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。

実務上、被害児童生徒等がいじめ被害を申告して、学校の設置者等がいじめの発生を認め、被害児童生徒等が重大事態に当たると考えられる旨を伝えたとしても、学校の設置者等が重大事態に当たらないと判断する例がしばしば見受けられる。

しかし、被害児童生徒等からのいじめの申告及び重大事態に当たるとの指摘は、通常、「疑いがあると認め」られる大きな要素であり、原則として重大事態に当たるとして調査を行うべきである⁴⁾。第2第5項は、「被害児童生徒や

4) ストップいじめ！ナビ スクールロイヤーチーム編163頁。真下128頁は、法律上の重大事態と言えないかもしれないと考えられる場合であっても、重大事態として調査することが求められるとしながらも、不登校重大事態のときには、調査の実施方法によっては、被害児童生徒の学校復帰がかえって困難になってしまったり、学校に戻らなければならないという圧力を感じてしまったりする可能性を指摘し、被害児童生徒の気持ちを最優先にする姿勢をより強める必要があることを指摘する。調査が被害児童生徒の学校生活に悪影響を及ぼしかねないという危険性は、生命心身財産重大事態においても共通する問題であるから、調査やその後の重大事態への対処において常に注意すべき事柄である。もっとも、重大事態が発生している以上、調査を通じて、その原因となっているいじめの事実関係を明らかにし、その対処を検討して実行しなければ、被害児童生徒がつらさを我慢して学校生活を送ったり、登校できなくなってしまうたりすることを招きかねないから、調査の意義は大きい。それゆえ、上記の理由により調査を控えることは妥当でない。真下128頁も指摘するように、調査とともに被害児童生徒の教育の機会をいかに早く確保することも検討しなければならないことはもちろんであるが、差し当たっての不登校状態の解消のみにとらわれてしまうことは避けるべきであろう。

保護者から、『いじめにより重大な被害が生じた』という申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の『いじめ』という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が『いじめの結果ではない』あるいは『重大事態とはいえない』と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たること。児童生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。」としている（第2第5項の解説参照）。また、基本方針第2 4(1)i)①第4段落⁵⁾もほぼ同じ内容を規定している。平成25年（2013年）6月19日の衆議院文部科学委員会のいじめ防止対策推進法案に対する附帯決議五⁶⁾も、被害児童生徒等からの申立てがあったときは適切かつ真摯に対応することを求めている。

このような規定に対しては、いじめが確認できない事案であっても、重大事態として調査を行わなければならないとの問題が指摘されている⁷⁾。確かに、

-
- 5) 「また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が『いじめの結果ではない』あるいは『重大事態とはいえない』と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。」
- 6) 「重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童等やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応すること。」
- 7) 坂田①150-151頁、坂田②43頁、坂田③44頁。坂田①158頁は、「『被害者側の主張』が絶対化され、法律が認めている学校、学校の設置者の判断は事実上封印される」と批判する。坂田②43頁、坂田③44頁も同旨。神内①131頁は、「保護者からの一方的な申立てだけで『重大事態』とみなし、第三者を含む組織を設置して調査する義務を学校の設置者等に負わせるのは不当な拡大解釈」であると批判する。しかし、そもそも、保護者からの申立てにより疑いが生じるとすることが拡大解釈とは言えず、単なる文理解釈に過ぎない。仮に拡大解釈であるとしても、本文で後述したように、いじめや重大事態の発生の可能性が少しでもあれば調査を行うという方向性を採用するに至った経緯を踏まえれば、不当なものとは言えない。

神内①131頁、神内③48-52頁は、不登校の原因が家庭の事情や児童虐待等保護者にある場合に、保護者がこれを隠蔽する目的で、不登校重大事態であると学校に申立てる事案があることを指摘する。その上で、(1)法28条1項の調査は、法23条

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（2）

学校の設置者等は、時間、労力、そして費用をかけて調査をしなければならないし、調査対象者は、様々な形で調査への協力を求められる。

調査の在り方としては、2つの方向性がありうる。1つ目は、いじめ及び重大事態の発生ができる限り確実な場合に限って、調査を行うという方向性である。2つ目は、いじめや重大事態の発生の可能性が少しでもあれば、調査を行

ゝ2項の事実確認と比べてはるかに負担が大きいこと、(2)統計上は「いじめ」を理由とする不登校よりも、「家庭に係る状況」を理由とする不登校が圧倒的に多く、しかも、不登校の原因は非常に多様で複合的なものであり、いじめだけが原因という場合は非常に少ないこと、(3)家庭の問題や本人の病気など他の原因に対応する必要があることを理由に、福祉行政の部署、児童相談所及び医療機関等の関係機関と連携しながら、調査を実施すべきかどうかを慎重に判断すべきとする。神内①131頁、神内②219頁、神内③98-102頁。さらに、(2)の統計について、統計が実態を反映していないとする批判に対して、拠って立つ立場が異なるからであり、文部科学省の調査よりもサンプル数が極端に少ないとして、直ちに同省の調査が信用できないとまでは言い難いとし、「不登校の理由で『家庭』が最も多いという統計情報は、私個人の教師、およびスクールロイヤーとしての実感とも一致する」と述べる。神内③100頁。

神内の見解は、児童虐待等を隠蔽するために不当になされる不登校重大事態の申立ての存在に引っ張られ過ぎていると言わざるを得ない。こうした不当な申立てにより調査を実施せざるを得なくなった場合には、神内①131-132頁が主張するように、当該保護者に対して不法行為に基づく損害賠償を請求したり、偽計業務妨害罪等で告訴したりすることで対処すべきである。また、(2)の統計については、「いじめ」による不登校が過少に申告されているとする疑念が呈されている点を看過すべきではない。さらに、(3)のような状況において、児童生徒を関係機関につなげていくに当たっては、児童生徒の保護者の納得が必要となると思われる。保護者から不登校重大事態の申立てがあってもこれに取り合わずに関係機関からの支援を受けるよう促しても、保護者がそれを受け入れるとは考え難い。このような場合にこそ、調査を実施し、調査を足掛かりに関係機関からの支援を受けるよう調整することが必要であろう。

神内①131頁は、保護者には疎明程度の証拠等の存在を条件に申立てを認めるべきとする。しかし、学校や通学路の隅々まで監視カメラが設置されているような状況ではなく、いじめに密行性が付き纏うことからすれば、証拠の存在を条件とすることによって、真にいじめにより不登校となっている場合にも調査が実施されないことにつながりかねない。被害児童生徒等によって証拠が提出されたにもかかわらず、いじめやそれによる不登校を否定する学校の設置者等がこれまでに多数見受けられたことからすれば、なおさらである。従って、そのような条件を設けるべきではない。

うという方向性である。どちらの方向性も、効果や負担の点で一長一短がある。こうした中で、法は2つ目の方向性を採用し、被害者救済の色彩を強めることを明確にしている⁸⁾。これは、これまで、学校の設置者等がいじめや重大な事態の発生に対して適切に向き合わず、そのために被害児童生徒がふさわしい扱いを受けられないことが極めて多かったという歴史的経緯を踏まえたものである。それゆえ、重大事態の発生が断定できない場合であっても、被害児童生徒等の申告や主張を尊重するという枠組みが形作られたのである。従って、法の定める制度は、ときには、学校の設置者等や調査対象者に負担がかかることも想定するものとなっている。学校の設置者、都道府県教育委員会、文部科学省は、学校の設置者等や調査対象者の負担を軽減すべく、支援を行わなければならない（第3第2項～第4項）。

〔第2項〕

（重大事態として早期対応しなかったことにより生じる影響）

- 重大事態については、いじめが早期に解決しなかったことにより、被害が深刻化した結果であるケースが多い。したがって、「疑い」が生じてもお、学校が速やかに対応しなければ、いじめの行為がより一層エスカレートし、被害が更に深刻化する可能性がある。最悪の場合、取り返しのつかない事態に発展することも想定されるため、学校の設置者及び学校は、重大事態への対応の重要性を改めて認識すること。

◇いじめに対する措置

本項第1文は、重大事態について、いじめが早期に解決しなかったことにより、被害が深刻化した結果であるケースが多いとの理解を示す。

法23条は、いじめに対する措置として以下のように規定している。

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合

8) 勝井ほか・小野田司会進行19頁〔横山巖発言〕。

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（2）

- において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。
- 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
 - 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
 - 4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
 - 5 学校は、当該学校の教職員が第3項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
 - 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

また、基本方針第2 3(4) iii)第1段落⁹⁾は、学校の教職員がいじめを発見

9) 「法第23条第1項は、『学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。』としており、学校の教

し又は相談を受けた場合には、速やかに学校いじめ対策組織（法22条）¹⁰⁾ に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならないとしている。

さらに、法12条が地方公共団体による策定を努力義務としている「地方いじめ防止基本方針」¹¹⁾ や法13条が学校による策定を義務付けている「学校いじめ防止基本方針」¹²⁾ には、教職員がいじめを発見し又は相談を受けた場合の対応について、具体的に規定されているのが通例である¹³⁾。

学校の設置者等は、在学契約に付随する信義則上の義務として、安全配慮義務を負っていると解されるところ、上記の措置や対応を適時に適切に執らなかったことにより、児童生徒に損害が生じた場合、その賠償責任を負う。

◇いじめ及びその被害の深刻化

本項第2文は、本項第1文が想定する状況の下で、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」又は「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」が生じてもお、学校が速やかに対応しなければ、いじめの行為がより一層エスカレートし、被害がさらに深刻化する可能性を示唆する。

↘職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。」

- 10) 「当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織」（法22条）を言う。
- 11) 地方公共団体が基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を言う（法12条）。
- 12) 学校がいじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を言う（法13条）。
- 13) 例えば、事案の軽重にかかわらず、被害児童生徒及び加害児童生徒の保護者に連絡を取ること等が規定されている。

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（２）

上記の措置が適時に適切に行われた場合、いじめ及びその被害の深刻化を防ぎうるものが少なくない。早い段階で重大事態として調査を開始すれば、早期に子どもの尊厳を回復する措置を検討することができる¹⁴⁾。また、調査によって当初想定していた以上に深刻な事態であることが明らかとなった場合には、被害がそれ以上深刻になることを防ぐこともできる¹⁵⁾。本項第１文が指摘するように、重大事態に至った事案は、これらの措置や対応が適時に適切に講じられなかったことにより、いじめ及びその被害が深刻化した結果であることが多い。

それゆえ、本項第２文が示唆するように、重大事態に至ってもなお、学校が速やかに対応しなければ、いじめ及びその被害がさらに深刻化する可能性がある。

◇取り返しのつかない事態への発展

本項第３文は、本項第２文が想定する状況の下で、最悪の場合、取り返しのつかない事態に発展することも想定されるため、学校の設置者及び学校は、重大事態への対応の重要性を改めて認識することを求めている。

ここで、「取り返しのつかない事態」として想定されているのは、自殺により被害児童生徒の生命が失われることや、自殺未遂により被害児童生徒が重篤な後遺障害を負うことであると思われる。

本項は、学校の設置者等が重大事態が発生したにもかかわらず、重大事態と判断しない事案が頻発していることを踏まえて規定されたものである。

取り返しのつかない事態が生じなかったとしても、いじめは被害児童生徒をはじめとする多くの関係者に対して、長期にわたって様々な悪影響を及ぼし得るため（第１第１項の解説参照）、学校の設置者等は、特に重大事態が発生した場合においては、法、基本方針及びガイドライン等を最低基準として適切な対応を執らなければならない。

14) 真下127頁。

15) 真下127-128頁。

[第3項]

(重大事態の範囲)

○ 重大事態の定義(事例) ※重大事態として扱われた事例【別紙】

別紙

いじめ(いじめの疑いを含む。)により、以下の状態になったとして、これまで各教育委員会等で重大事態と扱った事例

◎下記は例示であり、これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。

①児童生徒が自殺を企図した場合

○軽傷で済んだものの、自殺を企図した。

②心身に重大な被害を負った場合

○リストカットなどの自傷行為を行った。

○暴行を受け、骨折した。

○投げ飛ばされ脳震盪となった。

○殴られて歯が折れた。

○カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。※

○心的外傷後ストレス障害と診断された。

○嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。

○多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。※

○わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。※

③金品等に重大な被害を被った場合

○複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した。

○スマートフォンを水に浸けられ壊された。

④いじめにより転学等を余儀なくされた場合

○欠席が続き(重大事態の目安である30日には達していない)当該校へは復帰ができないと判断し、転学(退学等も含む)した。

※の事例については、通常このようにいじめの行為があれば、児童生徒が心身又は財産に重大な被害が生じると考え、いじめの重大事態として捉えた。

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（2）

本項は、第2第4項の内容と関連している。

◇重大事態の2類型

本項は、重大事態として扱われた事例を挙げる「別紙」を参照するよう求めている。

重大事態となるのは、①「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（生命心身財産重大事態）（法28条1項1号）、②「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（不登校重大事態）（法28条1項2号）である。

◇生命心身財産重大事態の「重大な被害」

生命心身財産重大事態については、法28条1項1号が「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた」ことを要件としている。

基本方針第2 4(1) i)①第2段落¹⁶⁾によれば、法28条1項1号の「生命心身又は財産に重大な被害」に当たるか判断する際には、被害児童生徒の状況に着目することとされている¹⁷⁾。

その例として、基本方針第2 4(1) i)①第2段落は、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合を挙げている。

ガイドライン「別紙」は、これまで各教育委員会等で重大事態と扱った事例

16) 「また、法第1号の『生命、心身又は財産に重大な被害』については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。』

17) 小西186頁は、いじめにより生じた被害の大きさだけでなく、いじめにより生じている事態及び状況の深刻さにも着目すべきとしていた。

を紹介している。もっとも、それらは、「例示であり、これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する」としている。以下、順に検討する。

◇自殺又は自殺未遂の場合

ガイドライン「別紙」①によれば、生命心身財産重大事態として、これまでに重大事態として扱われた事例を見ると、生命に関するものとして、自殺の企図がある。

被害児童生徒が自殺を図った場合、軽傷で済んだとしても、生命への危険性の高さから、全て重大事態に当たると考えるべきである。

◇心身に重大な被害を負った場合

ガイドライン「別紙」②によれば、心身に重大な被害を負った場合として、リストカット、骨折、脳震盪（事例として、第2第4項①参照）、歯が折れること、PTSD（心的外傷後ストレス障害）、嘔吐や腹痛等の心因性の身体反応の継続等が挙げられている¹⁸⁾。

ガイドライン「別紙」②に記載されている通り、性的な被害や性的羞恥心を害する被害についても、心身に重大な被害を負った場合に含まれると考えるべきである¹⁹⁾。とりわけ、インターネット上に画像や動画のデータがアップロー

18) 大阪弁護士会子どもの権利委員会いじめ問題研究会編著106頁は、社会通念に従い、骨折と同程度の傷害と判断されるものが含まれるとする。しかし、リストカット等の骨折に比べてとすれば軽微とされやすいものも重大と評価されていることに注意が必要である。そもそも、「骨折」のような外形的に判断しやすいもののみを重大とするのではなく、心的外傷の重大性についても留意すべきである。心的外傷については、ハーマン3-201頁が詳しい。

坂田編95頁〔川義郎〕は、精神疾患等による不登校は不登校重大事態に当たるとするが、精神疾患の程度が重ければ、生命心身財産重大事態と評価すべきであり、不登校の期間によっては不登校重大事態にもなりうると考えるべきである。

19) 姦淫行為については、全て「重大な被害」に当たると考えるべきである。坂田編95頁〔川義郎〕。

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（2）
ドされた場合、被害が累積的継続的に生じ続けると考えられることから、なおさらである。

第2第4項③は、高等学校又は私立の小中学校等におけるいじめ事案において被害児童生徒が当該学校を退学した場合又は被害児童生徒が転校した場合、退学又は転校に至るほど精神的に苦痛を受けていたということであるため、心身に重大な被害が生じたとして、生命心身財産重大事態に該当することが十分に考えられると指摘する。後述のように、いじめにより転校、転学、退学等によって、原籍校への登校が不可能となることが確定した場合、原籍校を「相当の期間」欠席し続けるのと同じ状態になるから、不登校重大事態にも当たると考えるべきである（事例として、第2第4項③）。このように、生命心身財産重大事態と不登校重大事態が重畳的に発生した場合、いずれかの種類の重大事態が発生したとして調査を行うことも可能ではあるが、事案の内容を踏まえて、双方の種類の重大事態が発生したとして調査を行うべきである。

◇財産に重大な被害を負った場合

ガイドライン「別紙」③によれば、財産に重大な被害を負った場合として、総額1万円を喝取された事例、スマートフォンを水に浸けられ破壊された事例が挙げられている。

被害が「重大」と言えるかについて、被害金額が10万円以上の場合は喝取の回数にかかわらず「重大」とし、被害金額が10万円未満の場合は回数及び態様等を総合考慮すべきであって、例外的に小学生については数千円程度でも「重大」と判断しようとする見解もある²⁰⁾。この見解の金額の根拠は明らかにされていないため、何らの説得力もなく、社会通念からしても、10万円を基準とするのは年齢を問わず高すぎよう。

成人であっても、微罪処分²¹⁾となるのは、窃盗でその被害金額が2万円程

20) 坂田編95頁 [川義郎]。

21) 窃盗等の検察官指定事件について、月に1回まとめて事件を送致するものであって、事実上警察限りで終局処理されることを言う（刑事訴訟法246条但書参照）。↗

度までの場合とされている²²⁾。それゆえ、被害金額が2万円程度を超えれば、成人であっても、検察官に送致され、起訴・不起訴の判断に係らしめられることとなる。刑事事件として起訴される可能性があるということは、被害児童生徒にとっての被害の重大性を判断する大きな材料となろう。従って、被害児童生徒及び加害児童生徒の年齢を問わず、被害が「重大」と言えるのは、2万円以上と考えるべきである。

なお、窃盗に比べると、恐喝の場合、害悪の告知を伴う点で態様がより悪質であるから、2万円を下回る場合であっても、告知された害悪の内容等によっては、「重大」と評価すべきである。また、強盗の場合、暴行脅迫を伴う点で態様がさらに悪質であり、生命・身体への危険性が高くなることから、全て重大事態に当たると考えるべきである。

また、被害児童生徒の思い出の品のように、金銭的価値が算定し難いものについては、被害児童生徒の主観的な思いを考慮して、被害金額が2万円以上に相当すると評価すべき場面もあろう。

◇不登校重大事態の「相当の期間」

不登校重大事態については、法28条1項2号が「相当の期間学校を欠席すること」を要件としている。

ここで、「相当の期間」とは、基本方針第2 4(1) i)①第3段落²³⁾によれ

ㄨ同法246条は、「司法警察員は、犯罪の捜査をしたときは、この法律に特別の定めのある場合を除いては、速やかに書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければならない。但し、検察官が指定した事件については、この限りでない。」と規定している。

22) 広島県警察本部は、平成17年(2005年)7月21日付の「送致手続の特例における微罪処分手続について(通達)」(広刑総第912号、広生企第998号、広地域第711号)において、おおむね2万円の範囲内と通達していたとし、実務上も、全国でおおむね2万円を基準としているようであるが、当該文書を手入できなかった。

23) 「法第2号の『相当の期間』については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。」

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（2）

ば、文部科学省初等中等教育局児童生徒課が毎年度実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」²⁴⁾における長期欠席者（不登校）の定義²⁵⁾を踏まえ、年間30日間を目安とするとされている。

もっとも、基本方針第2 4(1) i)①第3段落は、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には上記目安にかかわらず学校の設置者等の判断により迅速に調査に着手することが必要であるとされている（事例として、第2第4項②参照）。これは、不登校の定義が前提とする不登校には、様々な理由が含まれていることから、被害児童生徒への心身への悲痛な攻撃を特徴とするいじめの本質とは相当異なる要因も総合して定められたものであり、これをそのまま適用することが適切でないためである²⁶⁾。

「相当の期間」とは、週休2日の場合、15日を超える程度と考えるべきである²⁷⁾。これは、週休2日の場合、欠席日数が15日を超えれば、欠席が3週間を超えることとなるためである。

ガイドライン「別紙」④によれば、不登校重大事態として、これまでに重大事態として扱われた事例を見ると、欠席日数が30日には達していなくとも、当該校へ復帰できないと判断し、転学等を行ったものがある。

いじめにより転校、転学、退学等によって、原籍校への登校が不可能となることが確定した場合、原籍校を「相当の期間」欠席し続けるのと同じ状態になるから、重大事態に当たると考えるべきである。また、前述のように、第2第4項③は、高等学校又は私立の小中学校等におけるいじめ事案において被害児童生徒が当該学校を退学した場合又は被害児童生徒が転校した場合、退学又は転校に至るほど精神的に苦痛を受けていたということであるため、心身に重大な被害が生じたとして、生命心身財産重大事態にも該当することが十分に考え

24) 直近のものとして、文部科学省初等中等教育局児童生徒課②。

25) 「年度間に連続又は断続して30日以上欠席」した者を長期欠席者（不登校）として計数している。文部科学省初等中等教育局児童生徒課②68頁。

26) 小西185頁。

27) 坂田編96頁【川義郎】も、連続して2週間程度の欠席についても、不登校重大事態となりうるとする。一方、堀切14頁は、1週間から10日間とする。

られると指摘する（事例として、第2第4項③参照）。このように、生命心身財産重大事態と不登校重大事態が重畳的に発生した場合、いずれかの類型の重大事態が発生したとして調査を行うことも可能ではあるが、事案の内容を踏まえて、双方の類型の重大事態が発生したとして調査を行うべきである。

◇別室登校の扱い

不登校重大事態に当たるか問題となるものとして、被害児童生徒が登校しているものの、教室に入れず、保健室や図書室等へ登校している「別室登校」の場合がある。

この場合、不登校ではないものの、教室でクラスの一員として学校生活を送ることができておらず、その学習権の侵害の程度は決して小さくない。別室登校の日数は欠席の2分の1程度の日数として扱い、重大事態の判断を行うべきである。

[第4項]

○ 誤った重大事態の判断を行った事例等

- ①明らかにいじめにより心身に重大な被害（骨折、脳震盪という被害）が生じており、生命心身財産重大事態に該当するにもかかわらず、欠席日数が30日に満たないため不登校重大事態ではないと判断し、重大事態の調査を開始しなかった。結果、事態が深刻化し、被害者が長期にわたり不登校となってしまった。この場合、学校の設置者及び学校は、生命心身財産重大事態として速やかに対応しなければならなかった。
- ②不登校重大事態の定義は、欠席日数が年間30日であることを目安としている。しかしながら、基本方針においては「ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にもかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。」としている。それにもかかわらず、欠席日数が厳密に30日に至らないとして重大事態として取り扱わず、対応を開始しない例があった。このような学校の消極的な対応の結

果、早期に対処すれば当該児童生徒の回復が見込めたものが、被害が深刻化して児童生徒の学校への復帰が困難となってしまった。

- ③不登校重大事態は、いじめにより「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」と規定されている。高等学校や私立の小中学校等におけるいじめの事案で被害児童生徒が学校を退学した場合又はいじめの事案で被害児童生徒が転校した場合は、退学・転校に至るほど精神的に苦痛を受けていたということであるため、生命心身財産重大事態に該当することが十分に考えられ、適切に対応を行う必要がある。この点、児童生徒が欠席していないことから、不登校重大事態の定義には該当しないため詳細な調査を行わないなどといった対応がとられることのないよう、教育委員会をはじめとする学校の設置者及び都道府県立学校担当部局は指導を行うこと。

本項は、第2第3項の内容と関連している。

◇重大事態として扱わなければならなかった事例等①

本項は、重大事態が発生しているにもかかわらず、学校の設置者等が重大事態として扱わなかった事例を紹介している。本項は、「誤った重大事態の判断を行った事例等」としているが、その実質は、重大事態として扱わなければならぬにもかかわらず、重大事態として扱わなかったというものであることから、「重大事態として扱わなければならなかった事例等」として紹介する。

本項①は、被害児童生徒がいじめにより骨折や脳震盪といった心身に重大な被害が明らかに生じていることから、生命心身財産重大事態（法28条1項1号）に該当するにもかかわらず、学校の設置者等が欠席日数が30日に満たないため不登校重大事態（法28条1項2号）ではないと判断し、重大事態の調査を開始しなかった事例である。結果として、事態が深刻化し、被害児童生徒が長期にわたり不登校となってしまったことが紹介されている。

このような事例は、被害児童生徒に重大な被害が生じたことに対して、学校の設置者等が重大事態として調査を行うことをできる限り回避するために、

「しばらく様子を見守る」といった口実を用いる際に生じがちである。

本項①が説くように、この場合、学校の設置者及び学校は、生命心身財産重大事態として速やかに調査を実施しなければならず（第2第3項の解説参照）、それによって、被害児童生徒が長期にわたって不登校となることを回避できた可能性がある。

◇重大事態として扱わなければならなかった事例等②

本項②は、被害児童生徒の欠席日数が30日に至っていないとして、学校の設置者等が不登校重大事態として取り扱わなかった事例である。明記されていないものの、この事例では、被害児童生徒が一定期間連続して欠席するか、それに近い状態であったようである。学校の消極的な対応の結果、早期に対処すれば当該児童生徒の回復が見込めたにもかかわらず、いじめ被害が深刻化して被害児童生徒の学校への復帰が困難となってしまったことが紹介されている。

このような事例は、被害児童生徒のいじめ被害が生じていることに対して、学校の設置者等が重大事態として調査を行うことをできる限り回避するために、「大した問題ではない」、「被害児童生徒が登校しないと保護者も困るだろうから、やがて登校させるだろう」などと事態を矮小化しようとする際に生じがちである。甚だしきは、学校の設置者等がいじめ被害を放置し、被害児童生徒が登校すれば再度被害に遭うことを防止する措置を講じていないことを棚に上げて、「被害児童生徒が登校しないのが悪い」、「保護者が被害児童生徒を無理にでも登校させればよいのに、登校させないのが悪い」などと被害児童生徒の保護者に責任転嫁をする例も見受けられる。

「学校を欠席することを余儀なくされて」不登校重大事態となる「相当の期間」とは、基本方針第2 4(1) i)①第3段落²⁸⁾によれば、年間30日間を目安

28) 「法第2号の『相当の期間』については、不登校の定義を踏まえ、年間30日間を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。」

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（２）
とするとされている。但し、同段落によれば、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には上記目安にかかわらず学校の設置者等の判断により迅速に調査に着手することが必要であるとされている。「相当の期間」とは、週休２日の場合、１５日を超える程度と考えるべきである（第２第３項の解説参照）。

この事例においては、学校の設置者等が不登校重大事態として速やかに調査を実施しなければならず（第２第３項の解説参照）、それによって、事例①と同様に、被害児童生徒が長期にわたって不登校となることを回避できた可能性がある。

◇重大事態として扱わなければならなかった事例等③

本項③は、高等学校若しくは私立の小中学校等におけるいじめ事案において被害児童生徒が当該学校を退学した場合又は被害児童生徒が転校した場合、退学又は転校に至るほど精神的に苦痛を受けていたということであるため、心身に重大な被害が生じたとして、生命心身財産重大事態に該当することが十分に考えられると指摘する。その上で、被害児童生徒が「相当の期間」欠席する前に退学又は転校したとしても、不登校重大事態の定義には該当しないわけではないことを注意を喚起し、学校の設置者及び都道府県私立学校担当部局が指導を行うよう求めている。

このような事例は、被害児童生徒の退学又は転校により、いじめ被害が生じた学校の設置者等が当該いじめに関わるあらゆる問題が解決したと安直にとらえる際に生じがちである。被害児童生徒が退学又は転校せざるを得なくなることは、異常な事態であり、放置してよいものではない。また、被害児童生徒が転校先において登校を再開できたとしても、それだけでいじめが解消したとは言えず、被害児童生徒に対する継続的な支援やケアが求められる。また、加害児童生徒の「生きづらさ」に対する支援やケアも必要不可欠である。これらは、調査において、事実関係を明確化することによって初めて十分になしうるものである。

このような事例においては、生命心身財産重大事態と不登校重大事態が重疊的に発生していることから、双方の類型の重大事態が発生したとして速やかに調査を実施しなければならず（第2第3項の解説参照）、それにより、被害児童生徒の回復を後押しすることができる。

〔第5項〕

（重大事態の発生に係る被害児童生徒・保護者からの申立てにより疑いが生じること）

- 被害児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たること。児童生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。

本項は、基本方針第2 4(1) i)①第4段落²⁹⁾ とほぼ同内容である。

本項は、第2第1項の内容と関連している。

◇被害児童生徒等からの申立てと「疑い」

本項は、被害児童生徒等から、「いじめ」という言葉を使うか否かを問わず、「いじめにより重大な被害が生じた」という趣旨の申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」又は「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告及び調査等に当たることを

29) 「また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。」

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（２）
求める。その上で、被害児童生徒等からの上記申立てが学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに注意を喚起する。

基本方針第２４(1) i) ①第４段落³⁰⁾もほぼ同じ内容を規定している。

平成25年（2013年）6月19日の衆議院文部科学委員会のいじめ防止対策推進法案に対する附帯決議五³¹⁾も、被害児童生徒等からの申立てがあったときは適切かつ真摯に対応することを求めている。

法は、生命心身財産重大事態の場合（法28条1項1号）にも、不登校重大事態の場合（法28条1項2号）にも、「疑いがあると認めるとき」に調査を実施するものとしている。

第２第１項第２文は、「重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、『疑い』が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識すること」を求めている。

学校の設置者等に対する被害児童生徒等からの重大事態が発生しているとの申立て又は実質的にそれと同趣旨の申立ては、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」又は「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」に足る十分な事情である。それゆえ、学校の設置者等は、「重大事態が発生していない」などと考えたとしても、重大事態が発生したとして、調査を行わなければならない（第２第１項の解説参照）。

30) 「また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が『いじめの結果ではない』あるいは『重大事態とはいえない』と考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。」

31) 「重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童等やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応すること。」

[第6項]

(不幸にして自殺が起きてしまったときの初動対応)

- 学校の設置者及び学校は、「子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き」(平成22年3月文部科学省)及び「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」(平成21年3月文部科学省)第5章や、各地方公共団体において作成しているマニュアル等を参照し、組織体制を整備して対応すること。

本項は、第1第4項、第5項、第8項、第3第3項、第5第1項、第3項、第5項、第8項～第10項、第12項、第6第10項の内容と関連している。

◇自殺事案における遺族への初期の対応

本項は、自殺事案の場合に、学校の設置者等が、平成22年(2010年)3月に文部科学省が策定した「子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き」及び平成21年(2009年)3月に同省が策定した「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」(平成21年3月文部科学省)第5章等を参照し、組織体制を整備して対応することを求めている。

学校の設置者等は、文部科学省①「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」及び同②「子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き」等のほか³²⁾、犯罪被害者支援の見解も踏まえながら対応すべきである(第1第8項の解説参照)。

4 「第3 重大事態の発生報告」³³⁾

「第3 重大事態の発生報告」の各項は、重大事態の発生報告について説く。その多くは、法29条～32条等に基づいて、注意的に規定するものである。

32) 文部科学省①及び同②等とガイドラインの規定が異なる部分については、後法であるガイドラインの規定が優先することに注意が必要である(第1第8項の解説参照)。

33) 詳しくは、永田①223-228頁。

〔第1項〕

（発生報告の趣旨）

- 学校は、重大事態が発生した場合（いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ。）、速やかに学校の設置者を通じて、地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告する義務が法律上定められている（法第29条から第32条まで）。この対応が行われない場合、法に違反するばかりでなく、地方公共団体等における学校の設置者及び学校に対する指導・助言、支援等の対応に遅れを生じさせることとなる。

本項第1文は、基本方針第2-4(1)i)②³⁴⁾と同内容である。

本項は、第3第2項の内容と関連している。

◇発生報告義務

本項第1文は、重大事態が発生した場合、学校が重大事態が発生した旨を報告する義務が法29条1項、30条1項、30条の2、31条1項、32条1項、5項により定められていることを紹介する。

本項第2文は、学校による重大事態の発生報告が行われない場合、法に違反することを指摘した上で、地方公共団体等における学校の設置者及び学校に対する指導・助言、支援等の対応に遅れを生じさせることとなるとして注意を喚起している。

本項第1文は、法29条1項、30条1項、30条の2、31条1項、32条1項、5項の内容を注意的に規定したものであるが、その報告を速やかに行うことまで求めている。

34) 「学校は、重大事態が発生した場合、国立学校は国立大学法人の学長を通じて文部科学大臣へ、公立学校は当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会を通じて同地方公共団体の長へ、私立学校は当該学校を所轄する都道府県知事へ、学校設置会社が設置する学校は当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて認定地方公共団体の長へ、事態発生について報告する。」

重大事態の発生報告を無用の負担と揶揄する見解もある³⁵⁾。しかし、重大事態の発生報告は、本項第2文が説くように、地方公共団体等による学校の設置者等に対する指導、助言及び支援の契機となる必要不可欠なものであるから、このように理解することは妥当でない。

地方公共団体等による支援には、指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをはじめとする職員の派遣等が含まれる（第3第2項）。

また、重大事態の発生報告が行われない場合、これらの支援が迅速に行われないことにより、事態のさらなる悪化につながる可能性がある（第3第2項）。

このように、重大事態の発生の第一報を可及的速やかに伝える必要があることから、本項が定める「速やかに」とは、通常、重大事態の発生から一両日中と考えるべきである。

重大事態の発生報告は、法の義務であるため、報告を行わなかったり、報告を速やかに行わなかったりすることは違法となる。また、例えば、学校の教職員が地方公務員の場合、信用失墜行為の禁止（地方公務員法33条）に違反することとなるから、懲戒処分の対象となる（同法29条）（第9第5項の解説参照）。

◇発生報告に関与する機関及び報告先

設置主体ごとの発生報告に関与する機関及び報告先は、以下の通りである。

国立大学附属学校は、当該国立大学法人³⁶⁾の学長を通じて、文部科学大臣に報告しなければならない（法29条1項）。

公立学校は、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、当該地方公共団体の長に報告しなければならない（法30条1項）。

35) 堀切14頁。この論者は、マスコミ対応が必要な場合には報告の必要性があるとする。同15頁。同18頁参照。しかし、重大事態の発生報告は、地方公共団体等による学校の設置者等に対する指導、助言及び支援の契機となることに第一義的な意味がある。

36) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）2条1項に規定する国立大学法人を言う（法29条1項）。

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（2）

公立大学附属学校は、当該公立大学法人³⁷⁾の学長を通じて、当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長に報告しなければならない（法30条の2）。

学校法人³⁸⁾が設置する学校は、当該学校を所轄する都道府県知事に報告しなければならない（法31条1項）。

学校設置会社³⁹⁾及び学校設置非営利法人⁴⁰⁾が設置する学校は、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、認定（構造改革特別区域法12条1項）を受けた地方公共団体の長に報告しなければならない（法32条1項、5項）。

[第2項]

○ 学校が、学校の設置者や地方公共団体の長等に対して重大事態発生の報告を速やかに行うことにより、学校の設置者等により、指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをはじめとする職員の派遣等の支援が可能となる。重大事態の発生報告が行われないことは、そうした学校の設置者等による支援が迅速に行われず、事態の更なる悪化につながる可能性があることを、学校の設置者及び学校は認識しなければならない。

本項は、第3第1項の内容と関連している。

◇発生報告の意義

本項第1文は、学校が、学校の設置又は地方公共団体の長等に対して重大事態が発生したとの報告を速やかに行うことにより、学校の設置者等により、指

37) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）68条第1項に規定する公立大学法人を言う（法30条の2）。

38) 私立学校法（昭和24年法律第270号）3条に規定する学校法人を言う（法31条1項）。

39) 構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）12条2項に規定する学校設置会社を言う（法32条1項）。

40) 構造改革特別区域法13条2項に規定する学校設置非営利法人を言う（法32条5項）。

導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをはじめとする職員の派遣等の支援を受けることが可能となることを指摘する。

本項第2文は、重大事態の発生報告が行われないことは、学校の設置者等による支援が迅速に行われないことにより、事態の更なる悪化につながる可能性があることを学校の設置者及び学校が認識することを求めている。

重大事態が発生した場合、学校は重大事態が発生した旨を報告しなければならない（法29条1項、30条1項、30条の2、31条1項、32条1項、5項）（第3第1項の解説参照）。

重大事態の発生報告は、第3第1項が説くように、地方公共団体等による学校の設置者等に対する指導、助言及び支援の契機となる必要不可欠なものである。

本項第1文が例を挙げているように、地方公共団体等による支援には、指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをはじめとする職員の派遣等が含まれる。

本項第2文が示唆するように、こうした支援をできる限り早く受けるためにも、発生報告は速やかになされる必要がある。

〔第3項〕

- 重大事態の発生報告を受けた学校の設置者は、職員を学校に派遣するなどして、適切な報道対応等が行われるよう、校長と十分協議を行いながら学校を支援すること。

本項は、第1第4項、第5項、第8項、第2第6項、第5第1項、第3項、第5項、第8項～第10項、第6第10項の内容と関連している。

◇報道対応

本項は、重大事態の発生報告を受けた学校の設置者に対して、職員を学校に派遣するなどして、適切な報道対応等が行われるよう、重大事態が発生した学校の校長と十分協議を行いながら学校を支援することを求めている。

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（２）

重大事態のうち、自殺事案や、加害者が犯罪・非行により検挙された事案等においては、学校の設置者に対してだけでなく、学校に対しても、報道機関等による取材の申込みがなされることがある。本項は、そうした状況において、適切な報道対応を行うことを目指して規定されたものである。

第１第４項は、「学校の設置者及び学校は、詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないということを第一に認識し、軽々に『いじめはなかった』、『学校に責任はない』という判断をしないこと。状況を把握できていない中で断片的な情報を発信すると、それが一人歩きしてしまうことに注意すること。また、被害者である児童生徒やその家庭に問題があったと発言するなど、被害児童生徒・保護者の心情を害することは厳に慎むこと。」とする。

第１第５項は、「特に、自殺事案の場合、学校外のことで児童生徒が悩みを抱えていたと考えられるとしても、自殺に至るまでに学校が気づき、救うことができた可能性がある。したがって、いじめが背景にあるか否かにかかわらず、学校の設置者及び学校として、適切に事実関係を調査し、再発防止策を講ずる責任を有しているということを認識すること。」とする。

第５第８項は、「記者会見、保護者会など外部に説明する際は、その都度、説明内容を事前に遺族に伝えること（配布資料等、文書として外部に出す際には、事前に文案の了解を取るよう努めること。）。事前に説明等が行われない場合、遺族は内容を報道等で先に知ることとなり、それが遺族が学校等に対して不信を抱く原因となることを、学校の設置者及び学校は理解する必要がある。」とする。

第５第９項は、「自殺の事実を他の児童生徒をはじめとする外部に伝えるにあたっては、遺族から了解をとるよう努めること。遺族が自殺であると伝えることを了解されない場合、学校が“嘘をつく”と児童生徒や保護者の信頼を失いかねないため、『急に亡くなられたと聞いています』という表現に留めるなどの工夫を行うこと。（『事故死であった』、『転校した』などと伝えてはならない。）」とする。

自殺やその背景事情は、亡くなった児童生徒のプライバシーに関わる機微

な情報であり⁴¹⁾、当該児童生徒の欠席日数、学校生活の様子、成績、部活動等における活動状況等もプライバシーに関わる情報であるから、いずれも、児童生徒の遺族の了承なく報道発表してはならない。報道発表を行うか、どのような報道発表を行うかについては、被害児童生徒の遺族と協議し、遺族の意向に沿って決めなければならない。第5第8項は、「記者会見、保護者会など外部に説明する際は、その都度、説明内容を事前に遺族に伝えること」とするが、説明内容を事前に遺族に伝えるだけでは不十分である（第1第4項の解説参照）。学校の設置者は、学校と協力しながら、遺族と協議し、その意向を聴き取って対応しなければならない。

加害児童生徒が犯罪・非行により検挙された事案において、被害児童生徒が犯罪・非行の被害に遭ったという事実も、被害児童生徒のプライバシーに関わる機微な情報であるから、学校の設置者等は、報道発表を行うか、どのような報道発表を行うかについて、被害児童生徒等と協議し、その意向に沿って決めなければならない。

[第4項]

(支援体制の整備のための相談・連携)

- 必要に応じて、公立学校の場合、市町村教育委員会から都道府県教育委員会に対して、重大事態の対処について相談を行い、支援を依頼すること。また、私立学校が支援体制を十分に整備できない場合等においては、都道府県私立学校所管課は、適切な支援を行うこと。その際、都道府県私立学校所管課は、都道府県教育委員会に対して助言又は支援を適切に求め、都道府県教育委員会と連携しながら対応すること。国立大学附属学校が支援体制を十分に整備できない場合等においては、国立大学は、適切な支援を行うこと。その際、国立大学は、文部科学省及び都道府県教育委員会に対して助言又は支援を適切に求め、文部科学省及び都道府県教育委員会と連携しながら対応すること。

本項は、第3第5項の内容と関連している。

41) 背景調査の指針（改訂版）9、16頁。

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（2）

◇学校の設置者等への支援体制の整備に向けた方策

本項は、重大事態が発生した場合の支援体制の整備に向けた方策について、学校の設置者の種別ごとに規定している。

本項第1文は、市町村立の公立学校を念頭に、公立学校において重大事態が発生した場合、必要に応じて、学校の設置者である市町村教育委員会から都道府県教育委員会に対して、重大事態の対処について相談を行って支援を依頼することを求める。

本項第2文は、私立学校において重大事態が発生した場合であって、当該学校が支援体制を十分に整備できないとき等には、各都道府県の私立学校を所管する課が当該学校に対して適切な支援を行うことを求める。また、本項第3文は、その際に当該課が都道府県教育委員会に対して助言又は支援を適切に求め、都道府県教育委員会と連携しながら対応することを求める。

本項第4文は、国立大学附属学校において重大事態が発生した場合であって、当該学校が支援体制を十分に整備できないとき等には、国立大学が当該学校に対して適切な支援を行うことを求める。また、本項第5文は、その際、国立大学が文部科学省及び都道府県教育委員会に対して助言又は支援を適切に求め、文部科学省及び都道府県教育委員会と連携しながら対応することを求める。

学校や市区町村の教育委員会が重大事態への対応を理解していないばかりか、重大事態の発生に対して、法、基本方針及びガイドラインに沿った対応をとる必要性すら理解していないことも少なくない（「はじめに」第2項、第3項の解説参照）。このような場合、被害児童生徒等がいじめ被害に加えてさらなる無用の苦痛を受けるばかりでなく、加害児童生徒等への支援やケアが適切になされないことにつながりやすい。

本項は、法、基本方針及びガイドラインに沿った適切な対応のために、重大事態が発生した学校の支援体制整備のための相談及び連携等を規定するものである。

本項第1文は、「必要に応じて」とするが、公立学校や市区町村教育委員会のいじめ被害、特に重大事態への対応能力を考えると、通常、支援が必要にな

と思われる。それゆえ、特段の事情がなければ、市町村教育委員会から都道府県教育委員会に対して、重大事態の対処について相談を行って支援を依頼すべきである。

本項においては、公立大学附属学校において重大事態が発生した場合について触れられていないが、当該学校が支援体制を十分に整備できないとき等には、公立大学が当該学校に対して適切な支援を行うとともに、その際、公立大学が文部科学省及び都道府県教育委員会に対して助言又は支援を適切に求め、文部科学省及び都道府県教育委員会と連携しながら対応することを求めることとなる。

◇調査組織の第三者性との関係

本項の規定は、いずれも、調査組織の委員の第三者性に影響する。

例えば、公立学校の場合、重大事態が発生した市町村教育委員会のみならず、都道府県教育委員会も相談や支援を通じて、当該いじめ事案の当事者となる。それゆえ、過去・現在を問わず、調査委員が重大事態が発生した市町村教育委員会の職員であってはならないのはもちろん、当該市町村が所在する都道府県教育委員会の職員であってもならない（第4第1項の解説参照）。

〔第5項〕

- 高等専門学校の設置者及び高等専門学校は、法第35条により、その実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめの防止等のための対策について、必要な措置を講ずることとされている。高等専門学校においていじめの重大事態が発生した場合であって、学校の設置者及び学校が支援体制を十分に整備できないなどの事情があるときは、設置者は、文部科学省及び都道府県教育委員会に対して助言又は支援を適切に求め、文部科学省及び都道府県教育委員会と連携しながら対応すること。

本項は、第3第4項の内容と関連している。

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（2）

◇高等専門学校を設置者及び高等専門学校への支援体制の整備に向けた方策

本項第1文は、「高等専門学校（学校教育法第1条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。）の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」とする法35条の規定を紹介する。

本項第2文は、高等専門学校においていじめの重大事態が発生した場合であって、学校の設置者及び学校が支援体制を十分に整備できないなどの事情があるときは、当該学校の設置者が文部科学省及び都道府県教育委員会に対して助言又は支援を適切に求め、文部科学省及び都道府県教育委員会と連携しながら対応することを求めている。

高等専門学校は、法2条2項における「学校」に当たらないため、高等専門学校におけるいじめは、法2条1項の「いじめ」には当たらず、法35条以外の規定は直接適用されない（第1第1項の解説参照）。

もっとも、高等専門学校においても、いじめの被害を放置すべきでない点は、法における「学校」と同様である。そのため、本項は、第3第4項と類似する内容を規定している。

【引用文献（本号で引用したもの）】

（あ行）

大阪弁護士会子どもの権利委員会いじめ問題研究会編著『事例と対話で学ぶ「いじめ」の法的対応』（エイデル研究所、2017）

（か行）

勝井映子ほか・小野田正利司会進行「座談会 いじめ重大事態の第三者委員会の姿を問う」季刊教育法197号（2018）6頁以下

小西洋之『いじめ防止対策推進法の解説と具体策——法律で何が変わり、教育現場は何をしなければならないのか——』（WAVE 出版、2014）

（さ行）

坂田仰①『裁判例で学ぶ 学校のリスクマネジメントハンドブック』（時事通信社出版局、2018）

坂田仰②『いじめ重大事態の『第三者調査委員会』の課題——`制度、と`現実、の狭間——』季刊教育法197号（2018）42頁以下

坂田仰③『いじめ防止対策推進法の施行から6年——見えてきた学校現場への『負荷』』日本女子大学教職教育開発センター年報5号（2019）41頁以下

坂田仰編『補訂版 いじめ防止対策推進法——全条文と解説』（学事出版、2018）
ストップいじめ！ナビ スクールロイヤーチーム編『スクールロイヤーにできること』（日本評論社、2019）

神内聡①『学校内弁護士——学校現場のための教育紛争対策ガイドブック 第2版』（日本加除出版、2016）

神内聡②『スクールロイヤー——学校現場の事例で学ぶ教育紛争実務 Q&A 170』（日本加除出版、2018）

神内聡③『学校弁護士——スクールロイヤーが見た教育現場』（KADOKAWA、2020）（な行）

永田憲史①「いじめの重大事態の判断に関する考察——いじめ防止対策推進法の強硬化を目指して——」関西大学法学論集70巻2=3号（2020）195頁以下

（は行）
ジュディス・L・ハーマン・中井久夫訳・小西聖子解説『心的外傷と回復〈増補版〉』（みすず書房、1999）

堀切忠和『改訂 教職員のための学校の危機管理とクレーム対応——いじめ防止対策推進法の施行を受けて——』（日本加除出版、2014）

（ま行）
真下麻里子『弁護士秘伝！教師もできるいじめ予防授業』（教育開発研究所、2019）

文部科学省①「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」（2009）
<https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm>

文部科学省②「子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き」（2010）
<https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2018/08/13/1408018_001.pdf>

文部科学省初等中等教育局児童生徒課②「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」（2019）。

<<https://www.mext.go.jp/content/1410392.pdf>>

* 本研究は、2020年度関西大学研修員研修費及び同年度学術研究員研究費によって行いました。